

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長  
(公 印 省 略)

認定医療法人及び特定医療法人の認定又は承認要件の見直し等について

令和 7 年度税制改正の大綱（令和 6 年 12 月 27 日閣議決定）において、認定医療法人及び特定医療法人に関する「社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の 100 分の 80 を超えること」との認定又は承認要件（以下「認定要件等」という。）について、「社会保険診療等に係る収入金額」の範囲に補助金等に係る収入金額を加えるとともに、「全収入金額」を医療保健業務による収入金額とする等とされたことを受け、当該認定要件等を定める医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)及び租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準(平成 15 年厚生労働省告示第 147 号)の改正を行い、その改正内容については、本年 3 月 31 日付の『「医療法施行規則の一部を改正する省令」の公布等について』（令和 7 年医政発 0331 第 76 号厚生労働省医政局長通知）により通知したところです。

これを受けて、関係する通知について下記第 1 のとおり改正し、本年 4 月 1 日から適用することといたしますので、貴職におかれては、御了知の上、適正な運用に努めるとともに、貴管下の医療法人に周知していただきますようお願いいたします。

また、その他の既往通知についても下記第 2 のとおり所要の改正を行い、本年 4 月 1 日から適用することといたしますので、併せて適正な運用に努めるとともに、貴管下の医療法人に周知していただきますようお願いいたします。

記

第 1 特定医療法人の承認及び移行計画の認定に係る改正について

- 「租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」  
(平成 15 年医政指発第 1009001 号) 別添 1
- 「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」  
(平成 29 年医政支発 0929 第 1 号) 別添 2

第 2 その他の改正について

- 「医療法人における事業報告書等の様式について」  
(平成 19 年医政指発第 0330003 号) 別添 3
- 「地域医療連携推進法人の事業報告書等の様式について」  
(平成 29 年医政支発 0217 第 3 号) 別添 4

### 第3 施行期日等

上記の改正通知は本年4月1日より適用する。ただし、認定医療法人及び特定医療法人に係る改正後の要件については、医療法人の令和7年4月1日以降に始まる会計年度について適用し、医療法人の同日前に始まる会計年度については、なお従前の例によることとする。

したがって、当該要件の適用時期については、医療法人ごとに異なることに注意すること。

○「租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」(平成 15 年 10 月 9 日医政指発第 1009001 号)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">別添 1</p> <p>租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準 (平成 15 年厚生労働省告示第 147 号)</p> <p><b>第一条</b> 租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ <u>次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額((7)に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。)</u>の 100 分の 80 を超えること。</p>	<p style="text-align: right;">別添 1</p> <p>租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準 (平成 15 年厚生労働省告示第 147 号)</p> <p>租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ <u>社会保険診療(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 26 条第 2 項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね 100 分の 10 以下の場合をいう。)の場合に限る。))を含む。)</u>、健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 6 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第 4 条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。以下同じ。))に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。)、予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)第 2 条第 6 項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第 30 条の 35 の 3 第 1 項第 2 号ロの規定に基づき厚生</p>

(1) 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね100分の10以下の場合に限る。）を含む。）

労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分娩<sup>べん</sup>に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。

(新設)

<p><u>(2) 健康増進事業（健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業であって、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p><u>(3) 予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p><u>(4) 助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p><u>(5) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p><u>(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>

等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に係る収入金額

(7) 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの

ロ（略）

ハ 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。

ニ（略）

二（略）

第二条 前条第1号イに規定する医療保健業務は、病院、診療所、介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院の業務並びに医療法（昭和23年法律第205号）第42条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務及び障害福祉サービス等に係る業務に限る。）とする。

（新設）

ロ（略）

ハ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。

ニ（略）

二（略）

（新設）

別添2

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者名  
住所

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める下記の基準を満たすものであることについて証明願います。

記

- 1 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（(7)に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の100分の80を超えること。

別添2

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者名  
住所

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める下記の基準を満たすものであることについて証明願います。

記

- 1 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）、予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号口の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成2

9年厚生労働省告示第314号)に定める予防接種に係る収入金額、助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)に係る収入金額(一の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。)、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による保険給付に係る収入金額(租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。)並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。

(新設)

(1) 社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね100分の10以下の場合に限る。)を含む。)

(2) 健康増進事業(健康増進法(平成14年法律第103号)第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進

(新設)

事業であって、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）

(3) 予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額

（新設）

(4) 助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるとときは、50万円を限度とする。）

（新設）

(5) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）

（新設）

(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に係る収入金額

（新設）

(7) 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の  
反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除  
く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受  
けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」とい  
う。）のうち、医療保健業務に係るもの

※ 本項に規定する医療保健業務は、病院、診療所、介護保険法第8条  
第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介  
護医療院の業務並びに医療法（昭和23年法律第205号）第42条  
各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係  
る業務及び障害福祉サービス等に係る業務に限る。）とする。

2（略）

3 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金  
額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものと  
し、経常的なものに限る。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なも  
のに限る。）に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。

4～6（略）

申請者は、上記の基準を満たすものであることを証明する。

令和 年 月 日

厚生労働大臣 印

（新設）

（新設）

2（略）

3 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費  
患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給  
与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必  
要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。

4～6（略）

申請者は、上記の基準を満たすものであることを証明する。

令和 年 月 日

厚生労働大臣 印

○「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」（平成15年10月9日医政指発第1009001号）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後					
<div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 2px;">付表1</div>					
証明願記1及び2に係る添付書類					
申請者名 _____					
住 所 _____					
以下のとおり相違ありません。					
1 <u>医療保健業務による収入金額</u> の明細 (自令和 年 月 日 至令和 年 月 日)					
○ <u>本来業務に係る収入金額の明細</u>					
病院、診療所、 介護老人保健施設 及び介護医療院名	区分	支払基金等から受 けた収入金額	患者から受けた収 入金額	収入金額計	割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	<u>補助金等</u>				
	自由診療等				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	<u>補助金等</u>				
	自由診療等				
合計	計			①	100%

改 正 前					
<div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 2px;">付表1</div>					
証明願記1及び2に係る添付書類					
申請者名 _____					
住 所 _____					
以下のとおり相違ありません。					
1 <u>診療収入</u> の明細 (自令和 年 月 日 至令和 年 月 日)					
病院、診療所、 介護老人保健施設 及び介護医療院名	区分	支払基金等から受 けた収入金額	患者から受けた収 入金額	収入金額計	診療 割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	自由診療等				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	自由診療等				

改正後					
○ 附帯業務に係る収入金額(医療保健業務に係るものに限る。)の明細					
施設名	区分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
合計	計			②	100%

○ 本来業務に係る収入金額及び附帯業務に係る収入金額(医療保健業務に係るものに限る。)の合計金額の明細

	区分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	割合
合計	社会保険診療	円	円	③ 円	⑬ %
	労災保険診療			④	⑭
	健康診査			⑤	⑮
	予防接種			⑥	⑯

改正前					
合計	社会保険診療			①	⑨
	労災保険診療			②	⑩
	健康診査			③	⑪
	予防接種			④	⑫
	助産			⑤	⑬
	介護事業			⑥	⑭
	障害福祉事業			⑦	⑰
	自由診療等			⑧	
	計				100%

○ 本来業務に係る収入金額及び附帯業務に係る収入金額(医療保健業務に係るものに限る。)の合計金額の明細					
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
	計				

改正後					
	助産			(7)	(17)
	介護事業			(8)	(18)
	障害福祉事業			(9)	(19)
	補助金等			(10)	(20)
	自由診療等			(11)	
	計				100%

(記載上の注意事項)

- (1) 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の医療保健業務による収入金額について本業業務と附帯業務を区別したうえで、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名の別に記載すること。その際、①が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。
- (2) 直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額について、次の表に記載すること。その際、②及び⑫の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。

○ 附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務による収入金額の明細

医療保健業務以外の業務を行う施設名等	医療保健業務以外の業務に係る収入金額
合計	⑫ 円

2、3 (略)

4 健康診査に係る診療収入の証明

健康保険法	円	私立学校教職員共済法	円
船員保険法	円	学校保健安全法	円
国民健康保険法	円	母子保健法	円
国家公務員共済組合法	円	労働安全衛生法	円
地方公務員等共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
計	円	計	円
		健康診査に係る診療収入合計 ⑭	円

(記載上の注意事項)

- ⑤が⑭と一致すること。

5 予防接種に係る診療収入の証明

定期の予防接種等	任意の予防接種のうち告示に定めるもの		
定期接種	円	麻疹	円
臨時接種	円	風しん	円
	円	インフルエンザ	円
	円	おたふくかぜ	円
	円		円
計	円	計	円
		予防接種に係る収入合計 ⑯	円

(記載上の注意事項)

- ⑥が⑯と一致すること。

改正前					

(記載上の注意事項)

- (1) 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の診療について病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名等の別に記載すること。
- (2) 収入金額計①～⑧の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益及び附帯業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。

2、3 (略)

4 健康診査に係る診療収入の証明

健康保険法	円	私立学校教職員共済法	円
船員保険法	円	学校保健安全法	円
国民健康保険法	円	母子保健法	円
国家公務員共済組合法	円	労働安全衛生法	円
地方公務員等共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
計	円	計	円
		健康診査に係る診療収入合計 ⑰	円

(記載上の注意事項)

- ③が⑰と一致すること。

5 予防接種に係る診療収入の証明

定期の予防接種等	任意の予防接種のうち告示に定めるもの		
定期接種	円	麻疹	円
臨時接種	円	風しん	円
	円	インフルエンザ	円
	円	おたふくかぜ	円
	円		円
計	円	計	円
		予防接種に係る収入合計 ⑱	円

(記載上の注意事項)

- ④が⑱と一致すること。

改正後			
6 助産に係る診療収入の証明			
	分娩件数		助産に係る収入金額
自由診療のうち助産に係る収入	㉒	件	㉔ 円
分娩件数(㉒)×50万円			㉕ 円
(記載上の注意事項) ○ ㉗が㉔又は㉕の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。			
添付資料			
○ 診療報酬規程			
7 介護保険法のサービス・事業(社会保険診療に含まれるものを除く。)に係る収入の証明			
第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サービス事業	円		
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計	㉖ 円
(記載上の注意事項) ○ ㉘が㉖と一致すること。			
8 障害福祉サービス・事業(社会保険診療に含まれるものを除く。)に係る収入の明細			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		
計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計	㉗ 円
(記載上の注意事項) ○ ㉙が㉗と一致すること。			

改正前			
6 助産に係る診療収入の証明			
	分娩件数		助産に係る収入金額
自由診療のうち助産に係る収入	㉑	件	㉓ 円
分娩件数(㉑)×50万円			㉔ 円
(記載上の注意事項) ○ ㉕が㉓又は㉔の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。			
添付資料			
○ 診療報酬規程			
7 介護保険法のサービス・事業(社会保険診療に含まれるものを除く。)に係る収入の証明			
第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サービス事業	円		
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計	㉕ 円
(記載上の注意事項) ○ ㉖が㉕と一致すること。			
8 障害福祉サービス・事業(社会保険診療に含まれるものを除く。)に係る収入の明細			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		
計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計	㉖ 円
(記載上の注意事項) ○ ㉗が㉖と一致すること。			



改正後

付表2

証明願記3に係る添付書類

申請者名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

以下のとおり相違ありません。

本来業務に係る収入金額及び費用の額の明細(自令和 年 月 日至令和 年 月 日)

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名	<u>本来業務に係る収入金額(A)</u>	<u>本来業務に係る費用の額(B)</u>	割合	
			A/B	
	円	円		%
				%
				%
合 計	①	②		%

(記載上の注意事項)

- ① 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の本来業務に係る収入金額及び費用の額について病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名の別に記載すること。
- ② 本来業務に係る収入金額の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。
- ③ 本来業務に係る費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。

添付書類

(略)

改正前

付表2

証明願記3に係る添付書類

申請者名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

以下のとおり相違ありません。

経費の額等の明細(自令和 年 月 日至令和 年 月 日)

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名等	医療診療により収入する金額	患者のために直接必要な経費の額			割合 ①/②
		医師、看護師等の給与	医療の提供に要する費用(投薬費を含む)	合計	
	円	円	円	円	%
					%
					%
合 計	①			②	%

(記載上の注意事項)

- ① 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の診療について病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名等の別に記載すること。
- ② 医療診療により収入する金額合計①が、損益計算書の「医業収益」の合計額と一致すること。
- ③ 患者のために直接必要な経費の額合計②が、損益計算書の「医業費用」の合計額と一致すること。

添付書類

(略)

## ○「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」（平成 29 年 9 月 29 日医政支発 0929 第 1 号）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 (略)</p> <p>第 2 移行計画の認定の要件 平成 29 年改正法による改正後の平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 第 1 項の規定により移行計画の認定を行うに当たっては、同条第 4 項に定める要件について、次のとおり、審査を行うものとする。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 運営に関する要件（同項第 4 号及び改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「施行規則」という。）第 57 条の 2）</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（トに掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の 100 分の 80 を超えること。</u></p>	<p>第 1 (略)</p> <p>第 2 移行計画の認定の要件 平成 29 年改正法による改正後の平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 第 1 項の規定により移行計画の認定を行うに当たっては、同条第 4 項に定める要件について、次のとおり、審査を行うものとする。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 運営に関する要件（同項第 4 号及び改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「施行規則」という。）第 57 条の 2）</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>社会保険診療に係る収入金額、健康増進事業に係る収入金額、予防接種（予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 2 条第 6 項に規定する定期の予防接種等その他厚生労働大臣が定める予防接種をいう。）に係る収入金額、助産に係る収入金額、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定に基づく保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第 26 条第 2 項第 4 号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 6 条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者</u></p>

※ 医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに法第4条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務（ホの保険給付に係る業務をいう。）及び障害福祉サービス等に係る業務（への給付費の支給等に係る業務をいう。）に限る。）であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」（令和7年3月31日医政発0331第90号厚生労働省医政局長通知）において掲げる業務であること。

また、医療保健業務に係る収入金額は、次に掲げる事業収益の合計額をいう。

(イ) 損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額

(ロ) 損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）

イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診

特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。（施行規則第57条の2第1項第2号イ）

（新設）

イ 「社会保険診療」とは、租税特別措置法第26条第2項に規定する社会保険診療をいい、これに係る収入金額には、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報

療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね100分の10以下の場合に限る。）を含む。）

- ロ 健康増進事業（健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業であって、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）

酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含むものであること。

- ロ 「健康増進事業」とは、健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業をいい、これに係る収入金額とは、以下(イ)から(ヌ)に掲げるものについて、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されているものに限るものであること。

(イ) 健康保険法（大正11年法律第70号）第150条第1項の規定により保険者が行う健康診査

(ロ) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第111条第1項の規定により全国健康保険協会が行う健康診査

(ハ) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条第1項の規定により保険者が行う健康診査

(ニ) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第98条第1項の規定により国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う健康診査

(ホ) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第112条第1項の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う健康診査

(ヘ) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第26条第1項の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査

(ト) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第5条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第11条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断

(フ) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条の規定

<p>ハ <u>予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額</u></p> <p>ニ <u>助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分娩<sup>べん</sup>に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）</u></p> <p>ホ <u>介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）</u></p> <p>ヘ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療</u></p>	<p><u>により市町村が行う健康診査</u></p> <p><u>(リ) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条各項の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第66条の2の規定により労働者が自ら受ける健康診断</u></p> <p><u>(ヌ) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条又は第26条の規定により保険者が行う特定健康診査及び第125条第1項の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康診査</u></p> <p>ハ <u>「その他厚生労働大臣が定める予防接種」とは、告示により定める以下のものをいう。</u></p> <p><u>(イ) 麻しんに係る予防接種（予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等（以下「定期の予防接種等」という。）を除く。）</u></p> <p><u>(ロ) 風しんに係る予防接種（定期の予防接種等を除く。）</u></p> <p><u>(ハ) インフルエンザに係る予防接種（定期の予防接種等を除く。）</u></p> <p><u>(ニ) おたふくかぜに係る予防接種</u></p> <p>ニ <u>「助産に係る収入金額」は、社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除き、一の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。</u></p> <p>ホ <u>「全収入金額」とは、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益に係る事業収益の合計額をいう。</u> <u>（新設）</u></p>
---	---

養介護医療費の支給、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に係る収入金額

ト 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの

（新設）

なお、「健康増進事業に係る収入金額」は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

（新設）

(イ) 健康保険法（大正11年法律第70号）第150条第1項の規定により保険者が行う健康診査

(ロ) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第111条第1項の規定により全国健康保険協会が行う健康診査

(ハ) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条第1項の規定により保険者が行う健康診査

(ニ) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第98条第1項の規定により国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う健康診査

(ホ) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第112条第1項の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連

合会が行う健康診査

- (ハ) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 26 条第 1 項の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査
- (ト) 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 5 条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第 11 条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断
- (フ) 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条の規定により市町村が行う健康診査
- (リ) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条各項の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第 66 条の 2 の規定により労働者が自ら受ける健康診断
- (ヌ) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 20 条又は第 26 条の規定により保険者が行う特定健康診査及び第 125 条第 1 項の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康診査

(7) (略)

(8) 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）に 100 分の 150 を乗じて得た額の範囲内であること。

(7) (略)

(8) 医療診療により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に 100 分の 150 を乗じて得た額の範囲内であること（施行規則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号ハ）

「医療診療」とは、社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいい、これにより「収入する金額」とは、

第3～第6（略）

損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。

「患者のために直接必要な経費の額」とは、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。

第3～第6（略）

○「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」（平成 29 年 9 月 29 日医政支発 0929 第 1 号）の「別添様式 4」の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																								
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">別添様式 4</div> <p style="text-align: center;">医療法施行規則附則第 57 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類（医療法施行規則附則第 57 条の 2 関係）</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p>法人名： _____</p> <p>代表名： _____</p> <p>住 所： _____</p> <p>以下のおおりに相違ありません。</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 <u>医療保健業務に係る</u>収入金額（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号イ）</p> <p>○ <u>本来業務に係る収入金額の明細</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名</th> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">支払基金等から受けた収入金額</th> <th style="width: 15%;">患者から受けた収入金額</th> <th style="width: 15%;">収入金額計</th> <th style="width: 15%;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>社会保険診療</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> </tbody> </table>	病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名	区 分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	割合		社会保険診療	円	円	円	%	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">別添様式 4</div> <p style="text-align: center;">医療法施行規則附則第 57 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類（医療法施行規則附則第 57 条の 2 関係）</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p>法人名： _____</p> <p>代表名： _____</p> <p>住 所： _____</p> <p>以下のおおりに相違ありません。</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 収入金額（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号イ）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名</th> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">支払基金等から受けた収入金額</th> <th style="width: 15%;">患者から受けた収入金額</th> <th style="width: 15%;">収入金額計</th> <th style="width: 15%;"><u>診療</u>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>社会保険診療</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> </tbody> </table>	病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	区 分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	<u>診療</u> 割合		社会保険診療	円	円	円	%
病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名	区 分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	割合																				
	社会保険診療	円	円	円	%																				
病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	区 分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	<u>診療</u> 割合																				
	社会保険診療	円	円	円	%																				

	労災保険診療						労災保険診療					
	健康診査						健康診査					
	予防接種						予防接種					
	助産						助産					
	介護事業						介護事業					
	障害福祉事業						障害福祉事業					
	補助金等						その他					
	その他											
	計						計					
	社会保険診療						社会保険診療					
	労災保険診療						労災保険診療					
	健康診査						健康診査					
	予防接種						予防接種					
	助産						助産					
	介護事業						介護事業					
	障害福祉事業						障害福祉事業					
	補助金等						その他					
	その他											
計					計							
合 計	社会保険診療						社会保険診療					
	労災保険診療						労災保険診療					
	健康診査						健康診査					
	予防接種						予防接種					
	助産						助産					
	介護事業						介護事業					
	障害福祉事業						障害福祉事業					
	補助金等						その他					

その他				
計			①	100.0%

	計				
合 計	社会保険診療			①	⑨
	労災保険診療			②	⑩
	健康診査			③	⑪
	予防接種			④	⑫
	助産			⑤	⑬
	介護事業			⑥	⑭
	障害福祉事業			⑦	⑮
	その他			⑧	
	計				100.0%

○ 附帯業務に係る収入金額（医療保険業務に係るものに限る。）の明細

施設名	区 分	支払基金等 から受けた 収入金額	患者から 受けた収 入金額	収入金額計	割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				

	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
合 計	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計			②	100.0%

○ 本来業務に係る収入金額及び附帯業務に係る収入金額（医療保健業務に係るものに限る。）の合計金額の明細

	区 分	支払基金等 から受けた 収入金額	患者から 受けた収 入金額	収入金額計	割合
合	社会保険診療			③	⑬

計	労災保険診療			④	⑭
	健康診査			⑤	⑮
	予防接種			⑥	⑯
	助産			⑦	⑰
	介護事業			⑧	⑱
	障害福祉事業			⑨	⑲
	補助金等			⑩	⑳
	その他			⑪	
	計				100.0%

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の医療保健業務に係る収入金額について、本来業務と附帯業務を区別したうえで、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。その際、①が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。
- 直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額について、次の表に記載すること。その際、②及び⑫の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。

○ 附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額の明細

医療保健業務以外の業務を行う施設名等	医療保健業務以外の業務に係る収入金額
合計	⑫ 円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- 合計①～⑧の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益(社会医療法人に限る。)にかかる事業収益の合計額と一致すること。

7-2 (略)

7-3 健康診査に係る収入の明細

健康保険法	円	学校保健安全法	円
船員保険法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
地方公務員等共済組合法	円		
私立学校教職員共済法	円		
計	円	計	円
		健康診査に係る収入	⑳ 円
		合計	

(記載上の注意事項)

- ⑤が⑳と一致すること。

7-4 予防接種に係る収入の明細

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	円	麻疹	円
臨時接種	円	風しん	円
	円	インフルエンザ	円
	円	おたふくかぜ	円

7-2 (略)

7-3 健康診査に係る収入の明細

健康保険法	円	学校保健安全法	円
船員保険法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
地方公務員等共済組合法	円		
私立学校教職員共済法	円		
計	円	計	円
		健康診査に係る収入	㉑ 円
		合計	

(記載上の注意事項)

- ③が㉑と一致すること。

7-4 予防接種に係る収入の明細

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	円	麻疹	円
臨時接種	円	風しん	円
	円	インフルエンザ	円
	円	おたふくかぜ	円

	円	ロタウイルス感染症	円
計	円	計	円
		予防接種に係る収入	円
		合計	円

(記載上の注意事項)

- ⑥が②と一致すること。

#### 7-5 助産に係る収入の明細

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産に係る収入	②③ 件	円
分娩件数(②③) × 50万円		円

(記載上の注意事項)

- ⑦が②④又は②⑤の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

- 診療報酬規程

#### 7-6 介護保険法のサービス・事業(社会保険診療に含まれるものを除く)に係る収入の明細

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サー	円		円

	円	ロタウイルス感染症	円
計	円	計	円
		予防接種に係る収入	円
		合計	円

(記載上の注意事項)

- ④が①⑦と一致すること。

#### 7-5 助産に係る収入の明細

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産にかかる収入	①⑧ 件	円
分娩件数(①⑧) × 50万円		円

(記載上の注意事項)

- ⑤が①⑨又は①⑩の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

- 診療報酬規程

#### 7-6 介護保険法のサービス・事業(社会保険診療に含まれるものを除く)に係る収入の明細

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サー	円		円

ビス事業			
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計	⑳ 円

(記載上の注意事項)

○ ⑧が⑳と一致すること。

7-7 障害福祉サービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		

ビス事業			
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計	㉑ 円

(記載上の注意事項)

○ ⑥が㉑と一致すること。

7-7 障害福祉サービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		

計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収 入合計	㉗ 円

(記載上の注意事項)

- ㉑が㉗と一致すること。

**7-8 補助金等に係る収入金額の明細**

補助金等の名称	補助金等に係る収入金額
合計	㉘ 円

(記載上の注意事項)

- 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るものを記載すること。

- ㉑が㉘と一致すること。

8 (略)

計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収 入合計	㉚ 円

(記載上の注意事項)

- ㉑が㉚と一致すること。

8 (略)

9 本来業務に係る収入金額及び費用の額（規則附則第57条の2第1項第2号ハ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名	<u>本来業務に係る収入金額</u> (A)	<u>本来業務に係る費用の額</u> (B)	割合 A/B
合 計	㉔	㉕	%

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した会計年度の本来業務に係る収入金額及び費用の額について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。
- 本来業務に係る収入金額の合計㉔が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。
- 本来業務に係る費用の額の合計㉕が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。

9 医療に係る経費等（規則附則第57条の2第1項第2号ハ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	<u>医療診療により収入する金額</u> (A)	<u>患者のために直接必要な経費の額</u>			割合 A/B
		<u>医師、看護師等の給与</u>	<u>医療の提供に要する費用（投薬費を含む）</u>	<u>合計</u> (B)	
合 計	㉖			㉗	%

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- 医療診療により収入する金額合計㉖が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。
- 患者のために直接必要な経費の額合計㉗が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。

## ○「医療法人における事業報告書等の様式について」（平成 19 年 3 月 30 日医政指発第 0330003 号）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>1～3 (略)</p> <p>4 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 33 条の 2 の 12 第 1 項第 1 号に掲げる方法により法第 52 条第 1 項の届出を行う場合には、公認会計士等の監査報告書を除き、<u>医療法人経営情報データベースシステム (MCDB)</u> からダウンロードした様式により取り扱われたいこと。</p> <p><u>また、MCDBにおいて、Web画面上の様式に直接情報を入力する方法によることも可能とすること。</u></p> <p>なお、<u>MCDB</u>から様式をダウンロードする手順、<u>様式をアップロードする手順及びWeb画面上の様式に直接情報を入力する手順</u>については、別途配布するマニュアル（医療法人用・<u>都道府県</u>用）を参照されたいこと。</p> <p>様式 1～3 (略)</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 33 条の 2 の 12 第 1 項第 1 号に掲げる方法により法第 52 条第 1 項の届出を行う場合には、公認会計士等の監査報告書を除き、<u>医療機関等情報支援システム (G-MIS)</u> からダウンロードした様式により取り扱われたいこと。</p> <p>なお、<u>G-MIS</u>から様式をダウンロードする手順については、別途配布するマニュアル（医療法人用・<u>自治体</u>用）を参照されたいこと。</p> <p>様式 1～3 (略)</p>

改正後

様式 4-1

法人名  ※医療法人整理番号

所在地

損 益 計 算 書  
(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		
(1) 事業費	×××	
(2) 本部費	×××	×××
本来業務事業利益		×××
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		×××
附帯業務事業利益		×××
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		×××
収益業務事業利益		×××
事業利益		×××
II 事業外収益		
受取利息	×××	
その他の事業外収益	×××	×××
III 事業外費用		
支払利息	×××	
その他の事業外費用	×××	×××
経常利益		×××
IV 特別利益		
固定資産売却益	×××	
その他の特別利益	×××	×××
V 特別損失		
固定資産売却損	×××	
その他の特別損失	×××	×××
税引前当期純利益		×××
法人税・住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	×××	×××
当期純利益		×××

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

改正前

様式 4-1

法人名  ※医療法人整理番号

所在地

損 益 計 算 書  
(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		
(1) 事業費	×××	
(2) 本部費	×××	×××
本来業務事業利益		×××
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		×××
附帯業務事業利益		×××
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		×××
収益業務事業利益		×××
事業利益		×××
II 事業外収益		
受取利息	×××	
その他の事業外収益	×××	×××
III 事業外費用		
支払利息	×××	
その他の事業外費用	×××	×××
経常利益		×××
IV 特別利益		
固定資産売却益	×××	
その他の特別利益	×××	×××
V 特別損失		
固定資産売却損	×××	
その他の特別損失	×××	×××
税引前当期純利益		×××
法人税・住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	×××	×××
当期純利益		×××

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式4-2、5 (略)

様式6

監事監査報告書

医療法人〇〇会

理事長 〇〇 〇〇 殿

私(注1)は、医療法人〇〇会の令和〇〇会計年度(令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書(注2)の監査を実施しました。

記

様式4-2、5 (略)

様式6

監事監査報告書

医療法人〇〇会

理事長 〇〇 〇〇 殿

私(注1)は、医療法人〇〇会の令和〇〇会計年度(令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書(注2)の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

医療法人〇〇会

監事 〇〇 〇〇

監事 〇〇 〇〇

(注1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

(注2) 関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第51条第2項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第3条に規定する重要な会計方針の記載及び第22条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

医療法人〇〇会

監事 〇〇 〇〇

監事 〇〇 〇〇

(注1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

(注2) 関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。

○「地域医療連携推進法人の事業報告書等の様式について」（平成 29 年 2 月 17 日医政支発 0217 第 3 号）の別添 5 の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="203 387 286 419">別添 5</p> <p data-bbox="472 480 835 512">監 事 監 査 報 告 書</p> <p data-bbox="203 572 591 651">地域医療連携推進法人〇〇 代表理事 〇〇 〇〇 殿</p> <p data-bbox="203 715 1104 837">私（注 1）は、地域医療連携推進法人〇〇の令和〇〇会計年度（令和〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。</p> <p data-bbox="203 900 425 932">監査の方法の概要</p> <p data-bbox="230 948 1104 1209">私（注 1）は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書及び附属明細表（注 2）の監査を実施しました。</p> <p data-bbox="640 1273 674 1305">記</p>	<p data-bbox="1135 387 1218 419">別添 5</p> <p data-bbox="1406 480 1769 512">監 事 監 査 報 告 書</p> <p data-bbox="1135 572 1523 651">地域医療連携推進法人〇〇 代表理事 〇〇 〇〇 殿</p> <p data-bbox="1135 715 2036 837">私（注 1）は、地域医療連携推進法人〇〇の令和〇〇会計年度（令和〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。</p> <p data-bbox="1135 900 1357 932">監査の方法の概要</p> <p data-bbox="1162 948 2036 1209">私（注 1）は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書及び附属明細表（注 2）の監査を実施しました。</p> <p data-bbox="1568 1273 1601 1305">記</p>

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日  
地域医療連携推進法人〇〇〇〇  
監事 〇〇 〇〇

注1：監事が複数の場合には、「私たち」とする。

注2：関係事業者との取引がある地域医療連携推進法人については、「関係事業者との取引の状況に関する報告書」、参加法人に対する資金の貸付けを行う地域医療連携推進法人については、「法第70条第2項第3号に規定する支援の状況に関する年度報告書」、出資を行う地域医療連携推進法人は、「法第70条の8第2項に規定する出資の状況に関する年度報告書」をそれぞれ含めるものとする。

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日  
地域医療連携推進法人〇〇〇〇  
監事 〇〇 〇〇

注1：監事が複数の場合には、「私たち」とする。

注2：関係事業者との取引がある地域医療連携推進法人については、「関係事業者との取引の状況に関する報告書」、参加法人に対する資金の貸付けを行う地域医療連携推進法人については、「法第70条第2項第3号に規定する支援の状況に関する年度報告書」、出資を行う地域医療連携推進法人は、「法第70条の8第2項に規定する出資の状況に関する年度報告書」をそれぞれ含めるものとする。

【 改 正 後 全 文 】  
医政指発第1009001号  
平成15年10月9日  
医政支発0329第2号  
平成31年3月29日  
医政発1225第17号  
令和2年12月25日  
最終改正 医政支発0331第4号  
令和7年3月31日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局指導課長

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について

租税特別措置法（昭和39年法律第24号）第67条の2第1項に規定する特定の医療法人（以下「特定医療法人」という。）に関する制度改正に伴う新たな取扱いについては、「特定医療法人制度の改正について」（平成15年10月9日医政発第1009008号厚生労働省医政局長通知）をもって通知したところであるが、標記について、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（以下「告示基準」という。別添1参照）を満たすものである旨の厚生労働大臣の証明書（以下「厚生労働大臣の証明書」という。）を別添2として、告示基準のうち第2号イに該当している旨の証明書を別添3として定めたので、御了知の上、適切な対処及び御協力方お願いするとともに、貴管下関係機関等への周知方よろしく願います。

なお、「租税特別措置法第67条の2の規定に基づく大蔵大臣の承認基準に該当することの証明等の取扱いについて」（昭和63年2月2日指第7号）は廃止する。

「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願」の申請要領等

## 第1 申請書類

証明を受けようとする法人は、一枚目を「申請書類一覧」とし、証明願のほか、以下の証明願記1から5の基準ごとに必要な書類を提出してください。

- 1 証明願記1（社会保険診療の割合に関する基準）及び証明願記2（自費患者に対し請求する金額に関する基準）
  - ・ 付表1（証明願記1及び2に係る添付書類）
  - ・ 前事業年度に係る法人事業税の確定申告書（所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十（六）が添付されているものに限る。）
  - ・ 診療報酬規程
- 2 証明願記3（医療診療により収入する金額に関する基準）
  - ・ 付表2（証明願記3に係る添付書類）
  - ・ 前事業年度の決算書類（財産目録、収支（損益）計算書、貸借対照表、剰余金処分計算書）
  - ・ 就業規則、給与（退職給与を含む。）規則（給与の額が定められているものに限る。）、定款又は寄附行為の写し
- 3 証明願記4（年間の給与総額に関する基準）
  - ・ 付表3（証明願記4に係る添付書類）
- ※ 必要に応じ、前事業年度（新たに承認を受けようとする法人にあつては、法人税率の軽減を受けようとする事業年度を含む。）に係る各役職員の給与簿の提出を求める場合があります。
- 4 証明願記5（医療施設に関する基準）
  - ・ 該当する項目に関する、都道府県知事又は指定都市の市長の証明書
- ※ 別添3「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号の規定に基づく厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準のうち医療施設等に関する基準に該当することの証明願」により、該当する項目に関し、証明の対象となる医療施設を所管する都道府県知事又は指定都市の市長の証明を受けてください。
- 5 証明願記6（差額ベッドの割合に関する基準）
  - ・ 付表4（証明願記6に係る添付書類）
  - ・ 前事業年度に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供（入院医療に係るもの）に係る届出状況報告書（別紙様式4-1）の写し

## 第2 記載要領

- ・ 書類の作成に当たっては、付表に記載されている注意事項に留意してください。
- ・ 付表1、2及び4は、複数の病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を有している場合には、それぞれごとに記載してください。
- ・ 記載しきれない場合には、別葉に新たに欄を設けて使用してください。

## 第3 注意事項

- ・ 当該証明願及び添付書類は、正本及び副本各1通を法人を所轄する地方厚生局に提出してください。

## 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準

(平成15年厚生労働省告示第147号)

第一条 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（(7)に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の100分の80を超えること。

- (1) 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね100分の10以下の場合に限る。）を含む。）
- (2) 健康増進事業（健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業であって、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）
- (3) 予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額
- (4) 助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分娩<sup>べん</sup>に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する

特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に係る収入金額

- (7) 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの
- ロ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。
- ハ 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。
- ニ 役職員一人につき年間の給与総額（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいう。）が3,600万円を超えないこと。
- 二 その医療法人の医療施設が次のいずれにも該当すること。
- イ その医療施設のうち一以上のものが、病院を開設する医療法人にあつては(1)又は(2)に、診療所のみを開設する医療法人にあつては(3)に該当すること。
- (1) 40人以上（専ら皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院にあつては、30人以上）の患者を入院させるための施設を有すること。
- (2) 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。
- (3) 救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急診療所である旨を告示され、かつ、15人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
- ロ 各医療施設ごとに、特別の療養環境に係る病床数が当該医療施設の有する病床数の100分の30以下であること。

第二条 前条第1号イに規定する医療保健業務は、病院、診療所、介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院の業務並びに医療法（昭和23年法律第205号）第42条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務及び障害福祉サービス等に係る業務に限る。）とする。

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する  
厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める下記の基準を満たすものであることについて証明願います。

### 記

- 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（(7)に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の100分の80を超えること。
  - 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね100分の10以下の場合に限る。）を含む。）
  - 健康増進事業（健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業であって、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）
  - 予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額
  - 助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）
  - 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に係る収入金額
  - 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの
- ※ 本項に規定する医療保健業務は、病院、診療所、介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院の業務並びに医療法（昭和23年法律第205号）第42条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務及び障害福祉サービス等に係る業務に限る。）とする。
- 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。
- 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。
- 役職員一人につき年間の給与総額（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいう。）が3,600万円を超えないこと。
- その医療施設のうち一以上のものが、次のいずれかに該当すること。（該当する項目欄の□を塗りつぶすこと。）

- 病院であって、40人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
  - 専ら皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院であって、30人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
  - 救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第2条第1項の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。
  - 救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急診療所である旨を告示され、かつ、15人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
- 6 各医療施設ごとに、特別の療養環境に係る病床数が当該医療施設の有する病床数の100分の30以下であること。

申請者は、上記の基準を満たすものであることを証明する。

令和 年 月 日

厚生労働大臣 

証明願記 1 及び 2 に係る添付書類

申請者名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

以下のとおり相違ありません。

1 医療保健業務による収入金額の明細 (自令和 年 月 日 至令和 年 月 日)

○ 本来業務に係る収入金額の明細

病院、診療所、 介護老人保健施設 及び介護医療院名	区分	支払基金等から受 けた収入金額	患者から受けた収 入金額	収入金額計	割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
合計	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
計			①	100%	

○ 附帯業務に係る収入金額(医療保健業務に係るものに限る。)の明細

施設名	区分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
合計	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
	計			②	100%

○ 本来業務に係る収入金額及び附帯業務に係る収入金額(医療保健業務に係るものに限る。)の合計金額の明細

	区分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	割合
合計	社会保険診療	円	円	③ 円	⑬ %
	労災保険診療			④	⑭
	健康診査			⑤	⑮
	予防接種			⑥	⑯
	助産			⑦	⑰
	介護事業			⑧	⑱
	障害福祉事業			⑨	⑲
	補助金等			⑩	⑳
	自由診療等			⑪	
	計				100%

(記載上の注意事項)

- 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の医療保健業務による収入金額について本来業務と附帯業務を区別したうえで、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名の別に記載すること。その際、①が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。
- 直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額について、次の表に記載すること。その際、②及び⑫の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。

○ 附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務による収入金額の明細

医療保健業務以外の業務を行う施設名等	医療保健業務以外の業務に係る収入金額
合計	⑫ 円

2 自費患者に対し請求する金額

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。

- ・同一基準による。
- ・同一基準によらない。

3 労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬

労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。

- ・同一基準による。
- ・同一基準によらない。

4 健康診査に係る診療収入の証明

健康保険法	円	私立学校教職員共済法	円
船員保険法	円	学校保健安全法	円
国民健康保険法	円	母子保健法	円
国家公務員共済組合法	円	労働安全衛生法	円
地方公務員等共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
計	円	計	円
		健康診査に係る診療収入合計 ⑫	円

(記載上の注意事項)

- ⑤が⑫と一致すること。

5 予防接種に係る診療収入の証明

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	円	麻しん	円
臨時接種	円	風しん	円
	円	インフルエンザ	円
	円	おたふくかぜ	円
	円		円
計	円	計	円
		予防接種に係る収入合計 ⑬	円

(記載上の注意事項)

- ⑥が⑬と一致すること。

6 助産に係る診療収入の証明

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産に係る収入	㉓ 件	㉔ 円
分娩件数(㉓)×50万円		㉕ 円

(記載上の注意事項)

- ㉗が㉔又は㉕の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

- 診療報酬規程

7 介護保険法のサービス・事業(社会保険診療に含まれるものを除く。)に係る収入の証明

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サービス事業	円		
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計 ㉖	円

(記載上の注意事項)

- ㉘が㉖と一致すること。

8 障害福祉サービス・事業(社会保険診療に含まれるものを除く。)に係る収入の明細

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		
計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計 ㉗	円

(記載上の注意事項)

- ㉙が㉗と一致すること。

9 補助金等に係る収入の明細

補助金等の名称	補助金等に係る収入金額
合計	㉔ 円

(記載上の注意事項)

- 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金(固定資産の取得に充てるためのものを除く。)に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るものを記載すること。
- ㉓が㉔と一致すること。

添付書類

- 上記「1 診療収入の明細」の事業年度に係る法人事業税の確定申告書(所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十(六)が添付されているものに限る。)
- 診療報酬規程

## 証明願記3に係る添付書類

申請者名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

以下のとおり相違ありません。

本来業務に係る収入金額及び費用の額の明細（自令和 年 月 日 至令和 年 月 日）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名	本来業務に係る収入金額(A)	本来業務に係る費用の額(B)	割合 A/B
	円	円	%
			%
			%
合 計	①	②	%

（記載上の注意事項）

- ① 前事業年度（新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間）の本来業務に係る収入金額及び費用の額について病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名の別に記載すること。
- ② 本来業務に係る収入金額の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。
- ③ 本来業務に係る費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。

## 添付書類

- 上記「経費の額等の明細」の事業年度の決算書類（財産目録、収支（損益）計算書、貸借対照表、剰余金処分計算書）
- 就業規則、給与（退職給与を含む。）規則（給与の額が定められているものに限る。）、定款又は寄附行為の写し
- ※ 新たに承認を受けようとする法人で、法人税率の軽減を受けようとする事業年度に給与規則の改正を行っている場合は、改正前の給与規則と併せて改正後の給与規則及び改正があつたことを証する書類（理事会の議事録等）も添付すること。



証明願記6に係る添付書類

申請者名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

以下のとおり相違ありません。

特別の療養環境に係る病床の明細（自令和 年 月 日至平令和 年 月 日）

病院、診療所、 介護老人保健施設 及び介護医療院名等	差額料あり①	差額料なし②	差額ベッド割合
	床	床	%
合計			③

（記載上の注意事項）

- ① 前事業年度（新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間）に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告の基準日における状況について病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名の別に記載すること。
- ② 新たに承認を受けようとする法人にあつては、法人税率の軽減を受けようとする事業年度について記載すること。
- ③ 介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
- ④ 介護老人保健施設又は介護医療院にあつては、特別な療養室に係る定員数を①に記載し、それ以外の定員数を②に記載すること。なお、その場合であっても、全体の定員数に対する特別な療養に係る定員の割合は30%以下でない要件を満たさないので留意すること。

添付書類

- 上記「特別の療養環境に係る病床の明細」の事業年度に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供（入院医療に係るもの）に係る届出状況報告書（別紙様式4-1）の写し

## 申請書類一覧

◎該当する書類にチェックをしてください。

	申請書類	備考
<input type="checkbox"/>	証明願	
<input type="checkbox"/>	付表 1 (証明願記 1 及び 2 に係る添付書類)	
<input type="checkbox"/>	付表 2 (証明願記 3 に係る添付書類)	
<input type="checkbox"/>	付表 3 (証明願記 4 に係る添付書類)	
<input type="checkbox"/>	付表 4 (証明願記 6 に係る添付書類)	
<input type="checkbox"/>	前事業年度に係る法人事業税の確定申告書(所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十(六)が添付されているものに限る。)	
<input type="checkbox"/>	診療報酬規程	
<input type="checkbox"/>	前事業年度の決算書類(財産目録、収支(損益)計算書、貸借対照表、剰余金処分計算書)	
<input type="checkbox"/>	就業規則、給与(退職給与を含む。)規則(給与の額が定められているものに限る。)、定款又は寄附行為の写し	
<input type="checkbox"/>	証明願記 5 中該当する項目に関する、都道府県知事又は指定都市の市長の証明	
<input type="checkbox"/>	前事業年度(新規申請法人にあつては当該年度)に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供(入院医療に係るもの)に係る届出状況報告書(別紙様式 4-1)の写し	

※ 当該証明願及び添付書類は、正本及び副本各 1 通を法人を所轄する地方厚生局に提出してください。

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準のうち第2号イに該当している旨の証明願

申請者名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_ 知事・市長 殿

次の記載事項が事実と相違ないことを証明願います。

記

1 証明の対象となる医療施設

- (1) 名称
- (2) 所在
- (3) 標榜する診療科目

2 証明を受けようとする事実（下記のうち証明を受けようとする項目の□欄を塗りつぶすこと。）

区分欄		基 準		
(1)	<input type="checkbox"/>	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項）であって、40人以上の患者を入院させるための施設を有すること。		
(2)	イ	<input type="checkbox"/>	専ら（皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科）科の診療を行う病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項）であって、30人以上の患者を入院させるための施設を有すること。	
	ロ	<input type="checkbox"/>	救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。	
	ハ	①	<input type="checkbox"/>	救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急診療所である旨を告示されていること。
		②	<input type="checkbox"/>	15人以上の患者を入院させるための施設を有すること。

(注意事項)

- ・ 申請先の知事・市長は適宜、不要なほうを削除してください。
- ・ 上記区分欄の(1)に該当する場合は、(2)について証明を受ける必要はないこと。
- ・ 証明を受けようとする事実に応じ、(1)に該当する場合は付表1を、(2)イに該当する場合は付表1及び付表2を、(2)ロ又はハ①に該当する場合は付表3を、(2)ハ②に該当する場合は付表1を添付すること。

付表記載事項等を調査した結果、上記の記載事項は事実と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

証明者 \_\_\_\_\_ 印

## 証明を受けようとする医療施設に係る明細書

申請者名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

以下のとおり相違ありません。

## 入院施設の明細

病床区分	室数	病床数
一般病床		
療養病床		
精神病床		
感染症病床		
結核病床		
合計		

## (記載上の留意事項)

- ① 患者収容定員数（病床数）については、当該医療施設が医療法第27条の規定に基づき使用許可を受けている許可病床の数を記載すること。
- ② 当該医療施設が開設されていない場合は、医療法人設立認可の際の開設予定病床数又は開設許可を受けている病床数をもってこれに代えること。この場合、開設予定又は開設許可病床数が使用許可病床数と相違することのないよう留意すること。

※ 当該医療施設に係る使用許可証（当該医療施設が開設されていない場合は、医療法人設立認可証又は開設許可証）を添付すること。

証明を受けようとする事実（2）イに係る添付書類

申請者名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

以下のとおり相違ありません。

1 診療科名(該当するものすべての番号を○で囲むこと)

1 内科	2 心療内科	3 精神科	4 神経科	5 呼吸器科	6 消化器科	7 循環器科
8 アレルギー科	9 リウマチ科	10 小児科	11 外科	12 整形外科	13 形成外科	14 美容外科
15 脳神経外科	16 呼吸器外科	17 心臓血管外科	18 小児外科	19 皮膚泌尿器科	20 性病科	21 こう門科
22 産婦人科	23 眼科	24 耳鼻いんこう科	25 気管食道科	26 リハビリテーション科	27 放射線科	28 歯科
29 矯正歯科	30 小児歯科	31 歯科口腔外科	32 神経内科	33 胃腸科	34 皮膚科	35 泌尿器科
36 産科	37 婦人科	38 麻酔科				

2 皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療に係る実績等

(1) 担当常勤医師の氏名

診療科名	氏名

(2) 診療の実績(平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)

診療科名	年間診療患者数	1日平均入院患者数
皮膚泌尿器科		
眼科		
整形外科		
耳鼻いんこう科		
歯科		
合計		
全診療科		

(記載上の留意事項)

前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)について記載すること。

(3) 看護職員数

診療科名	看護職員	
	専従者	他診療科との兼務
皮膚泌尿器科		
眼科		
整形外科		
耳鼻いんこう科		
歯科		
合計		
全診療科		

## 証明を受けようとする事実（２）ロ又はハに係る添付書類

申請者名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

以下のとおり相違ありません。

## 1 指定を受けている医療施設の種別（いずれか該当するものを○で囲むこと。）

- ・ 救急病院
- ・ 救急診療所

## 2 告示年月日等

昭和・平成・令和 年 月 日 県告示第 号

※ 救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急病院又は救急診療所である旨を告示されていることを証する書類（都道府県公報の写し又は指定書）を添付すること。